

宮古支部
通信

「第9回ビーチクリーンアップ」

宮古支部では、9月28日（土）に全国労働衛生週間に向けての取り組みとして第9回ビーチクリーンアップ活動を行い、93名が参加しました。

渡真利宮古支部長の『台風接近で作業も大変だと思いますが皆で協力し、ごみを拾い集めてほしい。』との主催者代表挨拶と井上宮古労働基準監督署長からの『清掃、かたづけは安全衛生管理の基本的な取り組みになります。皆さん協力して頑張りましょう。』との激励のあいさつの後、雨天の中、ビーチや周辺道路沿いに落ちたごみを拾い集めました。

八重山支部
通信

「緑地公園クリーンアップ」

八重山支部では、9月21日（土）に全国労働衛生週間に向けた取り組みとして八重山支部安全衛生部会員を中心に「緑地公園クリーンアップ」を行い、約30名が参加しました。

宮良八重山支部長からの「職場の仲間や家族で、健康保持増進と健康管理を意識しながらきれいにしましょう」との挨拶と渋谷八重山労働基準監督署長からの「クリーンアップは地域貢献の活動とともに、職場における健康づくりのイベントの1つであり、熱中症に気を付けて取組んでいただきたい」との挨拶の後、南ぬ浜緑地公園の周辺を歩きながら清掃し、ゴミ袋15袋と粗大ごみ等を回収しました。



「合同事業所パトロール」

八重山支部安全衛生部会は、10月3日（木）に全国労働衛生週間の取り組みの一環として、八重山労働基準監督署と合同で市内事業所のパトロールを実施しました。

出発式では、宮良八重山支部長からは「職場の良いところを探し、自社に取り入れていただきたい。」、また、渋谷八重山監督署長からは「八重山監督署管内における2023年の休業4日以上死傷災害は72人で過去最多を記録した。今年も8月末までに44件報告され、9月もかなり多くの報告が寄せられており、昨年を上回る可能性がある。災害防止対策の徹底が必要である。」旨の挨拶がありました。

今回は、(株)先島ガスと(株)八重島工業に対して合同パトロールを行い、職場の安全衛生管理体制、職員の健康管理状況、化学物質等の管理状況や作業環境等を点検しました。

フリーランスの取引に関する
新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されます。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化
 - ②フリーランスの方の就業環境の整備
- を図ることを目的としています。

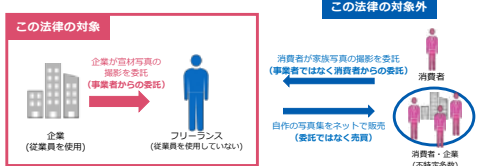
法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合がありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このフリーランスでは仮の仮称であり、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短期間・短期間等の一時的に雇用される者は含まれません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上」の期間が定められています。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合は、この法律における「フリーランス」にあたりません。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

内閣官房

公正取引委員会

中小企業庁

厚生労働省

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

発注事業者	義務項目	フリーランス
■フリーランスに業務委託をする事業者 ■従業員を使用していない ※フリーランスに業務委託するフリーランスも含まれます。	①	・業務委託の相手方である事業者 ・従業員を使用していない
■フリーランスに業務委託をする事業者 ■従業員を使用している	①、②、④、⑥	
■フリーランスに業務委託をする事業者 ■従業員を使用している ■一定の期間以上行う業務委託である ※「一定の期間」は、③は1か月、⑤は6か月です。 ※契約の更新により「一定の期間」以上継続して行うこととなる業務委託も含まれます。	①、②、③、④、⑤、⑥、⑦	

義務項目	具体的な内容
① 業務等による取引条件の明示	業務委託をした場合、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「給付を行う場所」「給付を受ける日」「（場合によっては）給付を受ける場所」の明示が必要
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ・不当な経済上の利益の提供 ・不当な給付内容の変更、やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を招く表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護など業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと （例） ・「子の産前・産後」により予定していた業務の期日が遅くなった場合、納期を短期間繰り下げたことにより、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後的対応の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解雇等の事前手続・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解雇したり、更新しないこととしたりする場合、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解雇日までフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

- 発注事業者の義務の具体的な内容は、政令・告示などで定められています。詳細な法律の内容や最新の情報については、関係官庁のホームページをご覧ください。
- 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、項目④～⑦については、厚生労働省（都道府県労働局）までお問合せください。

